

告発状

令和3年9月17日

●●地方検察庁検察官殿

告発人 住 居 〒●●●●●
●●●●●
職 業 ●●●●●
氏 名 ●● ●●
●年●月●日生
電 話 ●●●●●

被告発人 本 店 〒●●●●●
●●●●●
商 号 ●●●●●
代 表 ●●●●●

被告発人 住 居 ●●●●●
職 業 会社役員
氏 名 ●● ●●

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、金融証券取引法 197 条（有価証券報告書虚偽記載罪）に該当すると考えられるので、被告発人らの厳重な処罰を求め、告発をする。

第2 告発事実

被告発人●●電力株式会社は、●●●●●に本店を置き、国内における発電・小売電気事業等を主な業務とし、その発行する株式を●●証券取引市場第●部に上場していたもの、被告発人●●●●●は、●●電力株式会社の代表取締役であったものであるが、被告発人●●電力株式会社は、●●電力株式会社の業務に関し、令和3年6月●日、●●●●●所在の財務省●●財務局において、同財務局長に対し、●●電力株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度につき、純資産合計を●●●●●百万円として記載した連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出している。しかしながら、この純

資産額は、次の告発の事情に掲げるような費用の計上がなされずに算出されており、もって重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

第3 告発の事情

1. 引当金に係る会計の在り方

我が国の企業会計原則においては、近年、制度改正に対応した改定が意図的に放置されているが、企業会計原則は、現在もなお、廃止はされておらず、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準であり、かつ、財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準として、効力を有している。その注解18では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とされている。文中「その金額を合理的に見積ることができる場合には」という部分があるが、企業会計原則の諸原則を踏まえて解釈すれば、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が」高い、巨額な費用又は損失が存在する場合においては、概ね、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合」に該当するのであるから、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないこととなる（同原則一 一般原則六）。すなわち、金額が僅少である場合を除き、その費用又は損失に関して、誠心誠意、その発生額（又は消費額、支出額）を保守的に見積もり、必要があれば、現在価値に置き換えて金額を測定し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部等に記載しなければならない。公認会計士協会の初代会長である太田哲三先生の著書には、「期間損益を適正に計算するためには、収益に対応させるべき費用がまだ現実化していなくても、その発生を見積もって計上しなければならない。」と記載されている（『会計学(二訂版)』平成7年1月25日初版 千倉書房 P.12-5 飯野利夫先生との共著）。なお、我が国の企業会計基準委員会は、引当金に係る会計基準の制定・公表を怠っており、引当金に係る会計の在り方に関しては、同委員会より、「引当金に関する論点の整理」（平成21年9月8日 企業会計基準委員会）が、公認会計士協会から「会計制度委員会研究資料第3号 我が国の引当金に関する研究資料」（平成25年6月24日 日本公認会計士協会）とが公表されている程度であるが、企業会計、財務会計は、如何に言葉を飾ろうと収支計算を根底としているのであり、引当金に係る会計理論は、今後に生ずる費用又は損失に係る支出額又は消費額を誠心誠意、保守的に見込んで金額を算定し、引当金として計上をし、真実な報告をすべき旨の理論にすぎない。そして、近年の純理論の定義は、概ね、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう、とされている（「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（2006年12月 企業会計基準委員会）第3章3項）のであるから、引当金の計上を要する場合には、過度ではない範囲で、そのリスクの最大限（MAX）

を引当金として計上しておかなければ、リスクから解放されていない部分を含んだ純利益が計上されることとなる。そのようなリスクから解放されていない部分を含んだ純利益が計上され、その純利益に基づいて算出される純資産額が記載された財務諸表は、重要な虚偽の表示がある財務諸表であり、その作成は、粉飾決算であり、そして、そのような純利益を副次的に利用して算出した分配可能額を原資としてなされた剰余金の配当は、違法配当と言わざるを得ない。

2. 原子力産業における最終処分費用について

一方、いわゆる、核のゴミの最終処分費用に関して、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下、「最終処分法」という。）において、発電用原子炉設置者は、使用済燃料の最終処分に関し、必要な費用の拠出義務を負うものとされている。被告発者は、発電用原子炉設置者に該当するから、その拠出義務を負っており、その義務を果たしている。被告発者は、国の制度措置等に基づき、必要な費用を引当て・拠出しているものとして、その拠出額以外に、最終処分費用に係る引当金の追加計上は行っていない。しかしながら、次に掲げる理由から、被告発者は、追加の最終処分費用に係る拠出金の拠出又は引当金の引き当てを必要とされるはずであるにもかかわらず、その会計計上が行われていない。なお、本告発状において、最終処分費用とは、再処理の有無を問わず、日本国民及びその子孫が安全に使用済核燃料の最終処分を完了するために要する費用をいうものとする。

（１）最終処分法は、使用済燃料の再処理等が全面的に完了し、核燃料サイクルにより、有用物質を分離し、これを再利用し、その分離をした後に残存する「残存物」や、再処理によって汚染された物等の処分を定めた法律であり、計算されている最終処分費用に係る拠出金の額も、再処理が全面的に完了する前提で計算されている中、国内における再処理は不可能であり、再処理を行わずに、使用済燃料を直接処分する方法が望ましい旨の専門家の意見が多いこと。本件に関して、資料として、河野太郎行政改革担当大臣のブログを添付する（資料１）。

（２）最終処分法に基づいて、資源エネルギー庁が、最終処分費用に係る拠出金の額を約４兆円（第一種特定放射性廃棄物について３兆１,２９９億円、第二種特定放射性廃棄物８,３７３億円、合計３兆９,６７２億円、「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について」（令和２年１２月２１日 資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課）、「資源エネルギー庁 拠出金資料」という。資料を添付する（資料２）。）と計算しているが、この数値は、概ね、穴を掘って埋めてくるイニシャルコストのみであり、最終処分場の近隣住民その他の日本国民が安心安全に最終処分を進めるためのランニングコスト（①設備に係る固定資産税、②対人対物無制限の損害賠償請求に備えた損害保険料、③大規模地震があった際に備えて、内部の状況を監視するシステムの設置費用、④原子力立地給付金に準じた給付金（最終処分場

立地給付金など)の支給費用等)の計上はほぼ皆無という、不正な計算がなされていること。特に、資源エネルギー庁拠出金資料では、西暦2395年まで、すなわち、400年間弱で、最終処分が完了する計画となっており、最終処分には10万年間を要するような情報を鑑みれば、完全に不正な計画であること。また、事故対策費用の積み立ても必要であろう。

(3)平成27年4月24日に日本学術会議が、内閣府からの求めに応じ、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言」を公表している(資料として添付する。資料3)。その提言では、地下あるいは地表に複数(最低2カ所)の保管場所を定め、廃棄物の回収が可能である方法で数十年から数百年間の「管理」(暫定的責任保管)を行い、その間に、地層処分の安全性を確認すべき旨が記載されているが、資源エネルギー庁拠出金資料における最終処分費用に係る拠出金の額は、このような提言を取り入れずに、算定されており、国民にとって安心安全な地表処分によるべきこととした場合の費用が計算されていないこと。

3. 被告発人における最終処分費用についての会計処理の在り方について

(1) 会計処理の在り方(考え方)

1. で述べたように、企業会計原則、会計基準・指針、会計に関する諸研究から考察すれば、被告発人は、今後に生ずる費用又は損失に係る支出額又は消費額を誠心誠意、保守的に見込んで金額を算定し、引当金として計上をし、真実な報告をする必要がある。最終処分費用については、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高い」のであるから、「その金額を合理的に見積ることができる場合」に該当すれば、引当金を計上すべきこととなる。ただし、最終処分費用のように、数兆円、数十兆円という単位、あるいは、それ以上の単位で生ずる可能性が高い費用に関し、「その金額を合理的に見積もることができ」ないのであれば、引当金は計上できないのであるが、このことは、引当金の計上をなしで財務諸表を作成して良いとする結果を生むのではなく、その企業が虚偽のない適正な財務諸表を作成することができず、上場を維持できる状態ではないこととなる結果を生むのであるから、被告発人は、今後に生ずる費用又は損失に係る支出額又は消費額を誠心誠意、保守的に見込んで金額を算定し、引当金として計上をし、真実な報告をする必要があるのである。最終処分費用に関し、合理的に見積もることができない部分が存在していることなどは、上場している企業として、あるまじき事象なのであるから、その合理的に見積もることができない部分については、安心安全に最終処分の完了するために想定される引当金の額のMAXを負債の部に計上すべきこととなる。既述のとおり、近年の純理論の定義は、概ね、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう、とされている。そして、この場合のリスクは、企業会計原則一般原則六保守主義の原則における「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能

性」や注解4における「予測される将来の危険」と同質なのであり、合理的に見積もれないのであれば、なおさら、リスクの満額に相当する引当金の額の計上が必要である。リスクの満額に相当する引当金の額の計上がなければ、リスクから解放された投資の成果ではない部分が純利益として算出され、これに基づいた虚偽のある純資産額が記載された財務諸表が作成されることとなる。

(2) 引当額の試算の叩き台

告発者として、最終処分費用に係る要費用計上額の試算の叩き台を次のとおり示す。

資源エネルギー庁拠出金資料において算出されている拠出金の額約4兆円は、穴を掘り、埋めるだけの設備取得費（イニシャルコスト）のみであるとして、その維持管理等のランニングコスト年額が、イニシャルの5%相当額と仮定し、物価変動係数 α を6,000と置くと、年間の平均ランニングコストは、年1,200兆円と計算される。

そして、最終処分期間を10万年間(n)、利率(r)を0.05%とした場合の、年金現価係数は、

$$\begin{aligned} \text{年金現価係数} &= \text{分子}[(1+r)^n - 1] / \text{分母}[r(1+r)^n] \\ &= 5,120,321,408,747,300,000,000 / 2,560,160,704,373,650,000 = 2,000 \end{aligned}$$

と計算され、これに、年間の平均ランニングコスト年1,200兆円を乗じた2,400,000兆円が、当初の必要元本、すなわち、最終処分費用に係る要計上額の基礎として算出される。なお、我が国には、10万年間におよぼ安定した金融の実績がないため、年金現価係数2,000ではなく、単純に年数10万を乗ずべき考え方もあろう。

上記の試算は、あくまでも、叩き台であり、ランニングコストは、0.5%かもしれないし、物価変動係数 α は、もっと小さいかもしれない。利率も見直しの余地があるかもしれない。ランニングコスト1%、利率を0.05%、物価変動係数 α を1とすると、80兆円の拠出金で済む計算であるが、資源エネルギー庁が行っているような拠出可能額から逆算して拠出額を算出するような、不正で出鱈目な粉飾計算は、認められないものと考えられる。

また、最終処分費用の額は、投資家にとっても、本件の利害関係者である国民にとっても、非常に重要な会計情報なのであるから、国内での再処理による核燃料サイクルが不可能である場合、六ヶ所村から使用済み燃料をそのまま引き取る場合、地層処分よりも、地表処分の方法により最終処分を完了させた方が国家国民にとって安全であると結論される場合、諸外国に最終処分を委託する場合等の場合に応じて、その必要となる最終処分費用の額を財務諸表へ注記する方法等により有価証券報告書に金額等を開示し、さらに、安全な最終処分の方法がいまだに不明であり、かつ、最終処分費用を合理的に見積もることができないという現況は、上場している企業として、あるまじき状況なのであるから、想定されるリスクのMAX、すなわち、想定される最終処分費用の最大額を最終処分費用に係る要費用計上

額として認識し、これを引当金の要計上額の基礎としなければならない。

(3) 最終処分費用に係る会計処理の在り方（総括）

現在、北海道における文献調査が開始され、その後、地域住民との建設の交渉などが開始されて行くこともあり得るが、その際には、処分場設置場所の地域住民その他の日本国民が安心安全に最終処分を完了できる最終処分計画、資金計画が策定されているか、それらにより算定される最終処分費用は、被告発人その他の発電用原子炉設置者の財務諸表に反映されているか、発電用原子炉設置者は、その費用負担に耐えられるか等が問題になっていく。これらは、その後の最終処分場建設に係る差止訴訟、あるいは、原子力発電所の再稼働等の差止訴訟などで必ず問題とされていき、積立て、引当ての計上不足を理由に再稼働、増設が認められないケースも想定される。立憲民主党は、「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現」することを綱領で掲げており、その属する議員は、令和三年の第204回国会の衆議院経済産業委員会で、「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」、いわゆる、脱原発法案を提出しており、政権交代があれば、早期に原子力発電所の稼働がゼロとなっていくこともあり得るところである。

また、被告発人は、再処理に関連した拠出金の拠出も行っているが、それは、必ずしも国内における核燃料サイクルの成功を約束するものではない。我が国の会計監査法制から判断すれば、国内の再処理がまったく進んでいない現況では、再処理を行わない直接処分を行う前提で、最終処分費用を算出し、これに基づいた引当金の計上をしなければならない。核燃料サイクル及び国内における再処理は、できると言い張る方々の主張を否定するのは困難であるが、会計監査法制に基づいて判断すれば、これらができない前提での会計処理が、当然に強制されるのである。嘘偽りなく、再処理が進めば、その進捗に応じて、引当金を取り崩せば良いのである。

本件告発は、被告発人の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度につき提出された有価証券報告書に掲載された連結貸借対照表における純資産額は、必要十分な最終処分費用が、拠出金の拠出又は引当金の計上により、費用認識されていない状況下で算出されており、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出している嫌疑があるものとして、行ったものである。

被告発者が負担すべき最終処分費用は、投資家や、あるいは、広く日本国民に多大な影響を与えるものであるから、精緻に算出をして、費用計上を行う必要があるのに、その計上はおろか、金額の注記もされていない。また、企業内部では、計算は行っているであろうが、その計算等は隠匿されており、公表がない。こういった会計理論、会計原則等に反した原子力粉飾を是認するような会計監査業界、政権政府等の動きも見受けられるようであるが、これらは、有価証券報告書の虚偽記載を教唆幫助する行為なのであるから、被告発者は、それらの教唆幫助に従う必要はなく、従ってはならない。また、資源エネルギー

一庁は、原子力発電の発電コストは安いという旨のアナウンスを行っており、その情報に基づいて、原子力発電所の再稼働を進めてきた自由民主党が政権を担っている事実があるのであるから、今更、原子力発電の発電コストは安いというのは、嘘偽りの情報であったという理由で発電用原子炉設置者が負担すべき最終処分費用を国が負担するようなことも、あってはならない。

本件告発に係る嫌疑は、単純には、被告発人の令和3年3月期の連結貸借対照表における純資産額を算出されるにあたり、過去に計上されている最終処分費用に係る費用額（拋出金拋出額、引当金引当額の合計）は、現在、会計法制上計上されているべき「最終処分費用に係る要費用計上額」（拋出金要拋出額、引当金要引当額の合計）に大きく不足しているという嫌疑である。この「最終処分費用に係る要費用計上額」は、実質的に自由民主党総裁が指名任命した名ばかりの第三者委員会の意見ではなく、地質学会等の研究者等の広く日本国民の意見を反映し、安心安全に最終処分を完了できる最終処分計画に基づいて算定された「最終処分費用の合理的な見積額」に基づく必要があり、「最終処分費用の合理的な見積額」が算出できていない現況では、生ずる可能性がある最終処分費用の最大額をもって、「最終処分費用の合理的な見積額」とする必要がある。そして、被告発人の令和3年3月期の連結貸借対照表における純資産額は、「最終処分費用に係る要費用計上額」に対して、巨額な費用の計上不足がある状況で算出されていることは、明らかであり、本件告発に係る嫌疑は、十分な嫌疑であり、捜査の上、起訴をして頂いて、被告発人の嚴重な処罰をして頂くことを求めるため、告発する。

第4 添付資料

- 1 衆議院議員河野太郎公式サイト「再処理工場の稼働に反対する1」
- 2 資源エネルギー庁「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拋出金単価の改定について」
- 3 日本学術会議「提言 高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言－国民的合意形成に向けた暫定保管」